

車載用スタンドの取り付け位置

国土交通省の定める保安基準*の改正（平成17年1月1日）に伴い、下記の範囲内の視界を確保することが義務付けられました。

ダッシュボード上に機器（オンダッシュモニター、ポータブルカーナビゲーションなど）を取り付ける際は、運転者の視界を妨げないように取り付けてください。

* 道路運送車両の保安基準 第21条 運転席 細目告示 第27条の一 別添 29 「直接前方視界の技術基準」

前方視界基準

対象車種

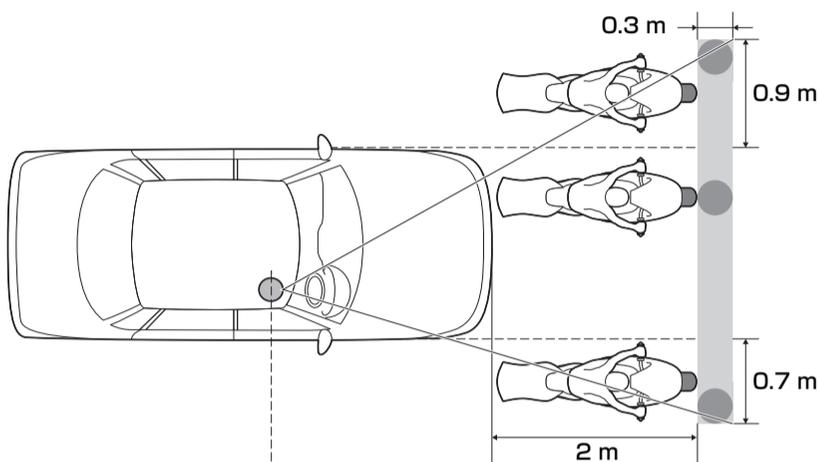
- ① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上のものを除く）
- ② 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車

基準概要

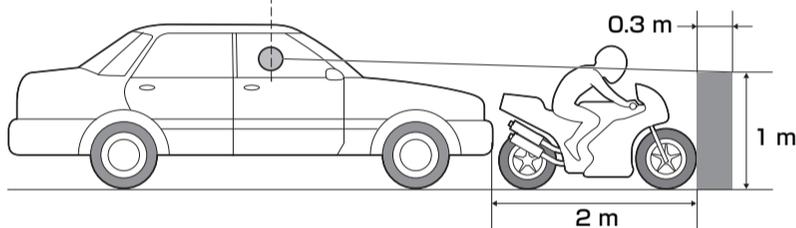
自動車の前方2mにある高さ1m、直径0.3mの円柱（6歳児を模したもの）を鏡等を用いず直接視認できること。

● 図は右ハンドル車の例です。左ハンドル車の場合は、左右逆になります。

上面図



側面図



■ 指定のスタンドを使用し、はずれたり落下しないように、しっかり取り付けて安定させてください。

■ 下記のような場所には絶対に取り付けしないでください。落下する原因になります。

貼付面全体が密着しないような強い曲面 	約30°以上傾いた場所（推奨15°以下） 	不安定な場所 	垂直な面（スタンドの破損に至る場合もあります）
------------------------	--------------------------	------------	-----------------------------

取付角度について

ナビゲーションは、ジャイロと加速度センサーを内蔵しています。自車位置を正しく表示させるために、必ず下記の範囲内で取り付けてください。

● できるだけ水平な場所に停車させ、取付角度を測ってください。

側面図	上面図	正面図
		<p>できるだけ水平に</p>